



広島県報

号 外
第 109 号

発行者 広 島 県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月 額 2,700円

目 次

監査委員公表

監査の結果……………
平成十六年度行政監査の結果に基づく措置状況……………

監査委員公表

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定により、別紙のとおり監査を執行したので、同条第九項の規定によりその結果を公表する。

平成十八年六月三十日

同	同	同	同	同
近	高	田	坪	川
光	橋	辺	直	禮
	義	史		
章	則	史		

平成十六年度行政監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事、広島県教育委員会及び広島県公安委員会から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

平成十八年六月三十日

広島県監査委員 坪 川 禮 巳

同 同 同

近 高 田

光 橋 辺

義 直

章 則 史

監査の結果(平成18年6月30日決定分)

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

地方自治法第199条の規定に基づき、県が実施している事務事業が、施策目的に対して有効なものとなっているか、経済的、効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施しました。

2 監査の実施方法

監査対象として選定した事務事業の平成16年度及び平成17年度の実施状況等について、監査対象機関等から監査調書等の提出を求め、職員による調査を行うとともに、監査委員による監査を実施しました。

3 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項を「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関等に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

4 監査対象機関等

監査対象機関等は、次表のとおりです。

監査対象機関等一覧表

番号	対象機関名	対象事務事業名	監査実施日	職員調査日
1	環境部	県立県民の森、県立もみのき森林公園及び県立県民の浜の管理事務	平成18年6月6日	平成18年5月16日
2	農林水産部	公共工事のコスト縮減の推進	平成18年6月6日	平成18年5月16日
3	県立図書館	図書館情報提供システムの管理運営事務	平成18年6月8日	平成18年5月16日
4	警察本部	交通安全施設のうち信号機に係る工事請負契約事務	平成18年6月8日	平成18年5月17日

第2 監査の結果

監査の結果は次のとおりです。

1 環境部

(1) 監査対象事務事業

事務事業名	県立県民の森、県立もみのき森林公園及び県立県民の浜の管理事務			
事業概要	県が設置している公の施設(住民の福祉を増進することを目的とした施設)について、施設の設置目的をより効果的、効率的に達成させるため、原則平成17年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者の創意工夫により利用者に対するサービスの向上と経費の縮減を図る。 1 対象施設の概要			
	施設名(所在地)	指定管理者名	応募者数	指定期間
	県立県民の森(庄原市)	株式会社比婆の森	1	平成17年4月1日~平成20年3月31日
	県立もみのき森林公園(廿日市市)	財団法人もみのき森林公園協会	1	平成17年4月1日~平成20年3月31日
	県立県民の浜(呉市)	株式会社県民の浜蒲刈	3	平成17年3月20日~平成20年3月31日

2 指定管理者選定における審査基準

審査基準	審査の観点	配点ウェイト
県民の平等な利用が確保されていること	・利用者の平等な利用の確保	確保されない場合は失格
施設の効用を最大限発揮するものであること	・施設の設置目的との整合性 ・利用者に対するサービスの向上 ・施設の利用促進対策 ・その他新規、魅力的な提案の有無	40点
施設の管理経費の縮減が図られるものであること	・当該施設の管理運営に係る県の経費 ・実現の可能性	25点
管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること	・申請者の実績 ・人的能力(管理運営組織) ・物的能力 ・申請者の安定性・信頼性 ・申請者の取組姿勢	35点
合計点数		100点

3 利用者数

施設名	平成17年度(制度導入後)	平成16年度(制度導入前)
県立県民の森	101,757人	101,137人
県立もみのき森林公園	190,800人	193,800人
県立県民の浜	123,441人	140,218人

4 県が負担した施設の管理費用(委託料)

施設名	平成17年度(制度導入後)	平成16年度(制度導入前)
県立県民の森	5,195千円	(注) 27,080千円
県立もみのき森林公園	10,551千円	11,078千円
県立県民の浜	918千円	1,704千円

注 県立県民の森の平成17年度は利用料金制であるが、平成16年度は使用料が県の収入であったため、管理委託の費用から県の使用料収入を控除した実質負担額を記載している。

平成17年度事業費	24,188千円
	内訳 管理費用額 16,664千円 利用料金減免補てん額 7,524千円
	注 利用料金減免補てん額とは、指定期間中に指定管理者が身体障害者手帳の交付を受けている者等に対し行った利用料金の減免の補てんとして県が負担した額

(2) 監査の結果

【指摘事項】

特に指摘すべき事項はなかった。

【意見】

ア 指定管理者制度をより効果的に運用するためには、指定管理者による業務の執行を適正に評価することが不可欠と考えられる。このため、評価に当たっては、利用者の評価等を含めた評価の項目・視点等についての基準や評価方法等を定める必要がある。

なお、利用者アンケートは指定管理者において実施されているが、公の施設の設置目的は、単に収益を上げることのみでなく、幅広い人々の利用に供するものであることから、県においても苦情や要望等の利用者のニーズを的確に把握し、施設の改善や指定管理者の指導等に生かしていただきたい。

イ 施設、設備等の一件30万円以上の修繕及び県が設置した備品の更新に係る費用は県の負担を基本とし、修繕等の必要性が高いものについて予算措置されている。しかし、自然災害等により緊急に修繕を要する事案が発生した場合等において、県に予算措置がされるまで修繕ができないまま放置されていたり、指定管理者

が修繕等の費用を負担している状況があった。このような状況は、施設の効用を損ね利用者に対するサービスの低下や指定管理者の経営を圧迫する要因となることも考えられるため、災害等緊急時に対応できる方法について早急に関係部と共に検討する必要がある。

(3) 付記

ア 県立県民の森、県立もみのき森林公園及び県立県民の浜は公の施設として設置され、おおむね20年以上を経過し、施設の中には老朽化しているものも見受けられる。この間、住民のニーズの多様化や周辺環境の変化等により設置当初の役割に変化が生じていることも考えられることから、今後、施設のあり方について検討していただきたい。

イ 指定管理者の指定期間は、県議会の議決を経て決定されるが、本県においては一部を除き3年となっている。野外レクリエーション施設等の管理において3年の指定期間は、指定管理者にとって経営計画が立てにくく、また、雇用の安定が図られない等の課題も生じていることから、次回の指定管理者の募集に当たっては、各施設の特性を考慮の上、適正な期間となるよう関係部と共に検討していただきたい。

2 農林水産部

(1) 監査対象事務事業

事務事業名	公共工事のコスト縮減の推進												
事業概要	<p>県全体として公共事業のコスト縮減に関する取組のため、「広島県公共事業コスト縮減プログラム」を平成16年3月に策定し、このプログラムを踏まえた対応を行うため、「コスト縮減プログラムに関する運用」を平成16年9月に策定して取り組んでいる。</p> <p>1 広島県公共事業コスト縮減プログラム(平成16年3月策定) 平成13年5月に策定した新行動計画(工事コスト)の取組の強化を図るほか、コスト縮減に効果が高い計画・設計段階での施策や設計・積算の再点検、維持管理費の縮減などを重点的に進める。 ・重点目標：平成16年度～平成18年度までの3カ年で平成15年度に対し、総合コスト10%の縮減を図る。 ・全体目標：平成16年度～平成20年度までの5カ年で平成15年度に対し、総合コスト15%の縮減を図る。</p> <p>2 取組実績</p> <table border="1" data-bbox="384 1220 1171 1335"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>全体工事金額(縮減前)</th> <th>コスト縮減額</th> <th>コスト縮減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年度</td> <td>12,772,114 千円</td> <td>559,965 千円</td> <td>4.4 %</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>17,295,078 千円</td> <td>907,896 千円</td> <td>5.2 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 平成16年度は平成16年9月1日から平成17年3月31日までの集計値である。 注2 漁港事業(建設局(支局)・広島港湾振興局執行)を含む。災害復旧等は除く。</p> <p>3 取組方法 (1) 設計金額5,000万円以上(漁港事業は1億円以上)の建設工事すべてについて、「コスト縮減算定表」を作成し、縮減額を計上している。なお、コスト縮減に取り組む対象は、工事規模にかかわらずすべての建設工事としている。 (2) 1億円以上(漁港事業は2億円以上)の建設工事及び高度・特殊な工事は、各農林局(支局)の「コスト縮減検討会」に諮った上、コスト縮減算定表に計上している。 (3) 工事発注担当者は、工事発注時点でコスト縮減額を算定し、コスト縮減算定表に事業概要、縮減項目、縮減額、縮減率などを記載している。 (4) 設計段階において、一定規模以上の工事に係る設計については農林局(支局)のコスト縮減検討会に諮り、その検討結果を保存・管理し、工事の発注時に確実に反映させることとしている。また、一定規模未満の工事に係る設計及び既に設計が完了しているものについても、適宜見直しを実施している。 (5) 農林局等執行機関での取組の参考とするため、県庁内LANを活用し、コスト縮減算定表を電子情報として共有化し、また、新技術・新工法などの情報を農林局等執行機関に随時提供することとしている。 (6) 各種通知や説明会による周知・啓発、各農林局(支局)独自の研修会の開催、他部(土木部・公営企業部等)合同の講演会・事例発表会などの取組を実施している。 (7) コスト縮減の結果は、県のホームページに掲載している。</p> <p>4 推進体制 (1) 農林水産部 ア 本庁 農林水産部公共工事コスト縮減対策検討委員会(委員長：農林水産部長) イ 地方機関 各農林局(支局)公共事業コスト縮減検討会(会長：各局(支局)技術担当次長) (2) 全庁 ア 広島県公共工事コスト縮減推進本部会議(本部長：副知事) イ 広島県公共工事コスト縮減推進本部幹事会(代表幹事：土木部長)</p>	区分	全体工事金額(縮減前)	コスト縮減額	コスト縮減率	平成16年度	12,772,114 千円	559,965 千円	4.4 %	平成17年度	17,295,078 千円	907,896 千円	5.2 %
区分	全体工事金額(縮減前)	コスト縮減額	コスト縮減率										
平成16年度	12,772,114 千円	559,965 千円	4.4 %										
平成17年度	17,295,078 千円	907,896 千円	5.2 %										

(2) 監査の結果

【指摘事項】

特に指摘すべき事項はなかった。

【意見】

公共工事のコスト縮減の取組により、平成16年度のコスト縮減額は5億5,900万円余でコスト縮減率は4.4%、平成17年度のコスト縮減額は9億700万円余でコスト縮減率は5.2%であった。広島県公共事業コスト縮減プログラムの目標以上の効果があがるよう、次の事項について検討し、より一層のコスト縮減に取り組んでいただきたい。

ア コスト縮減の推進及びフォローアップのため発注機関である各農林局(支局)等に設置されているコスト縮減検討会は、発注前段階で設計金額1億円以上(漁港事業は2億円以上)の工事について開催することとされているが、平成17年度において執行した漁港事業において開催されていないものがあった。組織的に様々な視点から検討することはコスト縮減の効果をあげる上で有効だと考えられるので、コスト縮減検討会を更に積極的に開催し、活用していく必要がある。

イ コスト縮減算定表は、設計金額5,000万円以上(漁港事業は1億円以上)の工事を対象に作成することとされている。しかしながら、平成17年度においてコスト縮減算定表の作成対象工事が全体工事に占める割合は、件数では22%に過ぎないことから、コスト縮減の取組をより徹底させるため、コスト縮減算定表の作成対象工事を拡大する必要がある。

特に漁港事業の工事にあつては、平成17年度においてコスト縮減算定表の作成対象工数の件数が全体の15%に過ぎないことから、実際に工事を執行する土木部等と十分に協議・調整を図る必要がある。

ウ 農林水産部におけるコスト縮減プランの策定、推進及びフォローアップのため、本庁に設置されている農林水産部公共工事コスト縮減対策検討委員会は、1年に複数回、定期的で開催し、これまでの取組による反省や課題、成果を踏まえた具体的かつ細やかな検証を行うなど、コスト縮減の取組の推進をより一層図る必要がある。

また、農林水産部が行った検証結果を、広島県公共工事コスト縮減推進本部会議での論議に反映させていただきたい。

(3) 付記

ア コスト縮減算定表は、工事の発注時点に作成し、コスト縮減の内容や縮減額、縮減率などを記載するものとなっており、コスト縮減の結果を把握する手段として有効なものとなっている。

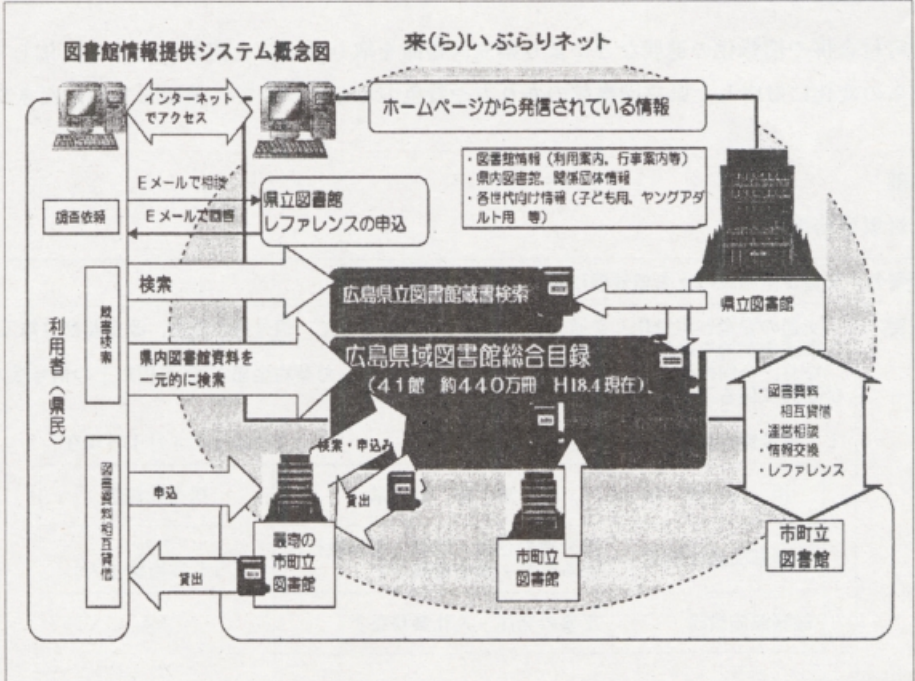
しかしながら、コスト縮減算定表では、コスト縮減の検討・点検状況などコスト縮減に至った経緯はもとより、検討したもののコスト縮減の効果がなかったものについてもプロセスが明らかにされておらず、その状況が組織的に把握できる仕組みになっていないと考えられる。

更にコスト縮減の効果を高め、職員の意識啓発のためにも、コスト縮減効果の有無やコスト縮減算定表の作成の有無にかかわらず、広島県公共事業コスト縮減プログラムの点検項目シートを活用するなどにより、検討したコスト縮減のプロセスとしての記録を残すようにしていただきたい。

イ コスト縮減は職員一人ひとり、特に管理職員自ら率先した意識改革と取組が重要である。その意識啓発を図るためには、本庁や各農林局(支局)による研修会の開催などを計画的かつ永続的に取り組む必要がある。農林水産部の事業の特色を反映した独自の研修会などを企画していただきたい。

3 県立図書館

(1) 監査対象事務事業

事務事業名	図書館情報提供システムの管理運営事務
事業概要	<p>広島県域図書館情報提供ネットワークシステム「来いぶらりネット@ひろしま」を構築し、インターネットを通じて、県民及び図書館関係機関等に対して、県立図書館を含めて広島県域内外にわたる図書館関係情報の発信提供及び交換・共有、相互交流等図書館情報提供サービスを行う。(平成14年9月24日運用開始)</p> <p>内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広島県立図書館ホームページの運営(一般利用) 一般利用者向けホームページの開設により、広島県における図書館関係情報のポータルサイト(総合案内ホームページ)として、図書館資料検索機能やレファレンス(調査・相談)機能を有するとともに、図書館に関する情報(利用案内や事業広報等)、子どもの読書に関する情報等の積極的な発信・提供サービスを行う。 2 市町支援業務ホームページの運営(図書館等専用) 県内の市町立図書館等関係機関向けホームページの開設により、次の業務を行い、県域図書館等の業務支援及び相互協力を図る。 (1) 総合目録検索システム(県立図書館蔵書検索を含む。)を利用した相互貸借業務 (2) 電子掲示板を利用した情報交換、情報発信(他館所蔵調査を含む。) (3) 市町立図書館等関係機関を対象としたレファレンス また、利用啓発及び操作技術向上のための研修会等を開催し、図書館間で情報連携を普及し、図書館サービスのネットワーク化を推進する。 3 広島県域図書館総合目録の構築 来いぶらりネットに参加する市町立図書館等から蔵書目録情報について、次の方法によるデータ提供により、一括して蔵書検索を行うシステムの構築を図る。 (1) 県立図書館集中目録へのデータ提供(集中型参加) (2) インターネット上へのデータ公開による横断検索提供(分散型参加) <p>(参考)</p>  <p>The diagram illustrates the library information provision system. It shows the flow of information between the '県立図書館' (Prefectural Library), '市町立図書館' (Municipal/Town/Village Libraries), and '利用者(県民)' (Users/Citizens). Key components include: 'インターネットでアクセス' (Access via Internet), 'ホームページから発信されている情報' (Information disseminated from the homepage), 'Eメールで相談' (Consultation via email), 'Eメールで返信' (Reply via email), '検索' (Search), '県内図書館資料を一元的に検索' (Unified search of materials in prefectural libraries), '蔵書の貸出' (Book lending), and '蔵書の返却' (Book return). The central focus is the '広島県立図書館蔵書検索' (Prefectural Library Catalog Search) and the '広島県域図書館総合目録' (Prefectural Library General Catalog), which contains 41 libraries and approximately 4.4 million titles. The system also supports '相互貸借' (Inter-library loan), '遠隔相談' (Remote consultation), '情報交換' (Information exchange), and 'レファレンス' (Reference services).</p>
平成17年度事業費	28,151千円

(2) 監査の結果

【指摘事項】

特に指摘すべき事項はなかった。

【意見】

ア 図書館情報提供システムの機器の保守業務について、平成16年度から毎年度、随意契約により同一業者と同一金額(年額5,687,640円)で委託しているが、平成17年度に業者が保守のために図書館を訪問した日数は、

21日にとどまっている。

このため、毎月の保守業務の履行実績を確認する際に、どのような技術を有する者が、実質何時間従事したのかについても併せて確認を行うなど、現在の契約方法や内容が妥当であるか検討する必要がある。

イ 平成19年8月31日の機器のリース契約期間の満了に合わせ、図書館情報提供システムの機能追加及び修正を行うよう計画しているが、システムの機能追加等を行うに当たっては、現在のシステムの利用状況の検証を行うとともに、県立図書館と市町立図書館の役割分担や県立図書館として果たすべき役割を明確にした上で、利用者の利便性を向上させるために真に必要な機能の追加等に限定して行う必要がある。

また、システムの機能追加等を行う際には、本年度、総務部に設置された情報システム総括監と密接に協議を行っていただきたい。

(3) 付記

ア 市町立図書館において、「来いぶらりネット」に未参加の図書館や蔵書データの提供を行っていない図書館が見受けられる。参加館拡大のための取組はなされているが、県内の市町立図書館すべてが「来いぶらりネット」にデータ提供館として参加し、すべての公立図書館の蔵書目録を県民に提供できるよう取組を進めていただきたい。

また、県内の大学や県立学校の図書館についても、引き続き「来いぶらりネット」への参加の取組を行っていただきたい。

イ 市町村合併や情報化の進展などにより県立図書館を取り巻く社会情勢は大きく変化している。このため、これらの変化に対応した県立図書館のあり方や特色づくりについて、検討していただきたい。

4 警察本部

(1) 監査対象事務事業

事務事業名	交通安全施設のうち信号機に係る工事請負契約事務				
事業概要	交通の安全と円滑化、交通公害の防止等を目的として、信号機の新設、改良及び改修工事を行うため、工事請負契約を締結している。 なお、今回の監査対象は、平成16、17年度に発注した契約金額が250万円以上の信号機の新設、改良及び改修に係る工事請負契約とした。				
	1 信号機の新設等に係る組織体制		(平成17年4月1日現在)		
	担当部課	事務分掌	担当職員数		
	交通部交通規制課	信号機の企画・設計、工事執行に係る監督・検査業務など	7人 (うち技術職1人)		
	総務部施設課	工事の発注・入札業務など	2人		
	2 工事の執行状況				
	平成16年度			平成17年度	
	区分	整備数	442,982千円	区分	整備数
	新設	37基		新設	27基
	改良	115基		改良	120基
	改修	311基		改修	369基
	376,867千円				
	注 契約金額250万円未満の信号機の新設等に係る工事請負契約を含む。 ただし、車両感知器のみに係る工事を除く。				
	3 監査対象の契約方法等				
	信号機の新設等に係る工事請負契約は、県の入札・契約制度に基づき処理している。				
	(1) 契約方法	指名競争入札			
	(2) 指名業者の選定	「広島県警察本部指名業者等選考委員会」の審議に諮り、決定			
	(3) 指名業者数	12者又は16者(請負対象設計金額による)			
	(4) その他	発注予定工事のホームページによる公表 予定価格の事前公表、入札結果の公表			

4 入札状況等

(単位：件，千円，%)

区 分	平成16年度				平成17年度			
	契約 件数	契約額	構成	落札率	契約 件数	契約額	構成	落札率
指名競争入札	58	372,408	84.1	90.3	50	322,808	85.7	91.0
随 意 契 約	59	70,574	15.9	94.4	47	54,059	14.3	93.4
計	117	442,982	100.0	92.4	97	376,867	100.0	92.2

注1 契約金額250万円未満の信号機の新設等に係る工事請負契約を含む。
 注2 落札率(落札額/予定価格)は、相加平均としている。

平成17年度事業費

376,867千円(契約金額250万円未満の信号機の新設等に係る事業費を含む。)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

特に指摘すべき事項はなかった。

【意見】

ア 信号機の新設等に係る工事請負契約に当たっては、分離発注方式による発注の試行的実施や発注規模の大型化に努めているところであるが、より経済的、効率的な執行を図るため、たとえば、耐用年数を経過した信号機の改修工事については、工事発注区域ごとに発注時期を定め、可能な限り工事をまとめて発注するなど、契約方法の見直しを検討する必要がある。

また、事務の効率化等を図るため、土木部等において実施されている電子入札の導入に向けた検討を進めていただきたい。

イ 指名競争入札の業者選定に当たっては、工事の特殊性から、警察本部において入札参加希望者の募集を行い、応募者の施工能力などを確認した上で、業者選定のための候補者を定め、その中から選定を行っているが、候補者は22者(平成17年度末現在)であること、業者選定に当たっては県内企業を優先していることなどから、指名業者は固定化する傾向にある。

警察庁の通知においても、指名競争入札の実施については、他都道府県の業者、交通安全施設等以外の分野において実績を有する業者等を含め、幅広く新規参入を促すよう求めていることから、入札参加希望者の募集に当たっては、指名競争入札の業者選定の候補者となるための基準を明確にし、公表することにより、新規業者の参入を促進し、競争性の向上を図る必要がある。

ウ 信号機の新設等に係る工事のコスト縮減に当たっては、コスト縮減を推進するための検討・点検などを組織的に行う体制を整備するとともに、工事の特徴や実情に応じた取組を実施する必要がある。

平成16年度行政監査の結果に基づく措置状況

- テーマ 1 昇降機(エレベーター)保守管理委託契約について
- 2 県立学校及び警察署における建設工事の執行管理について

1 昇降機(エレベーター)保守管理委託契約について

【知事】

監査の結果	措置の内容									
<p>[総括意見]</p> <p>1 全庁的な指導担当部署の設置 エレベーターの保守管理業務に関し、仕様書の作成や設計・積算、業務の履行確認等に必要な知識の習得など、各発注機関の担当者に委ねられており、そのレベルも千差万別である。 事務の効率化や経済性の観点から、当該業務に係る全庁的な指導担当部署を設置し、マニュアル化を図り、全庁的な指導を行うことや、今年度から教育委員会で始めた情報の共有化を県全体として取り組む必要がある。 なお、その際には、平成16年10月に公表した「庁舎管理業務委託契約に係る監査の結果報告書」でも提言した、ユニットプライス方式を参考とした単価設定などの導入も含め検討されたい。</p>	<p>1 全庁的な指導担当部署の設置 平成18年度から庁舎管理業務の指導部署として、総務部財務局財産管理室に庁舎企画グループを設置した。 総務部財務局財産管理室で、エレベーター保守管理業務を含む、主要な庁舎管理業務における標準的なガイドラインを平成18年秋を目標に作成する。</p>									
<p>2 競争性の確保 平成16年度のエレベーター保守管理を単独で契約している174件中、見積書の徴取が1者のみのケースが43件あるが、公正取引委員会の勧告や昨今の業界事情、実際の契約状況を考慮すれば、1者随意契約とする必然性や根拠は極めて薄弱である。 安全性やサービスの質について十分配慮することは当然であるが、公正性の確保や経済性の観点からも独立系保守業者を加えた複数業者からの見積書の徴取又は競争入札を実施されたい。</p>	<p>2 競争性の確保 平成17年5月に、入札参加資格にエレベーター保守点検を新たに追加し、平成17年10月に制定した「広島県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」による長期継続契約をエレベーター保守管理業務委託にも適用した。 この結果による平成18年度のエレベーター保守管理業務委託契約の状況は次のとおりであるが、エレベーター保守管理を単独で契約をしているものを平成16年度と比較すると、次のとおり競争性を拡大している。</p> <table border="1" data-bbox="742 1563 1318 1794"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成16年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般競争入札又は指名競争入札によるもの</td> <td>174契約中 4契約 (2.3%)</td> <td>160契約中 35契約 (21.9%)</td> </tr> <tr> <td>随意契約において1者からのみ見積書を徴取しているもの</td> <td>170契約中 43契約 (25.3%)</td> <td>125契約中 2契約 (1.6%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>公の施設(20件)については、指定管理者制度を導入したため、調査対象から除外した。</p> <p>総務部財務局財産管理室で、エレベーター保守管理業務を含む、主要な庁舎管理業務の業者選定などの契約方法について、標準的なガイドラインを平成18年度を目標に作成することによって、更なる競争性の拡大を図ることとしている。</p>	区分	平成16年度	平成18年度	一般競争入札又は指名競争入札によるもの	174契約中 4契約 (2.3%)	160契約中 35契約 (21.9%)	随意契約において1者からのみ見積書を徴取しているもの	170契約中 43契約 (25.3%)	125契約中 2契約 (1.6%)
区分	平成16年度	平成18年度								
一般競争入札又は指名競争入札によるもの	174契約中 4契約 (2.3%)	160契約中 35契約 (21.9%)								
随意契約において1者からのみ見積書を徴取しているもの	170契約中 43契約 (25.3%)	125契約中 2契約 (1.6%)								

監査の結果	措置の内容						
<p>[個別意見]</p> <p>1 仕様書の作成 エレベーターの保守点検方法には、FM(フルメンテナンス)方式、POG(パーツ・オイル・グリス)方式、RM(リモートメンテナンス)方式及びこれらの組合せの方式があり、どの方式を採用するかは、専門的知識が必要である。 保守管理に係る委託契約は各設置機関に任されているが、ほとんどの機関には、専門的知識を持つ職員が少ないかあるいはないため、保守管理の内容を定める仕様書の作成において、各機関の間で大きく異なっている。業者の点検業務説明書をそのまま借用したり、真似た例が多く、契約担当者がどの程度業務内容を理解し把握をしているか疑問がある。各機関の事務の軽減や効率化のため、何らかの基準等を設ける必要がある。</p>	<p>[個別意見]</p> <p>1 仕様書の作成 エレベーター保守管理業務を含む、主な庁舎管理業務の仕様書の作成手法について、総務部財務局財産管理室で、平成18年秋を目標に標準的なガイドラインを作成する。</p>						
<p>2 設計・積算 設計・積算の算定において、個々の点検業務について積算したもの、月額単価を採用したもの、前年度契約金額を参考としたものなど、各発注機関の間で大きく異なっている。 「1 仕様書の作成」と同様に、何らかの基準を設ける必要がある。</p>	<p>2 設計・積算 エレベーター保守管理業務を含む、主な庁舎管理業務の設計金額の積算法について、総務部財務局財産管理室で、平成18年秋を目標に標準的なガイドラインを作成する。</p>						
<p>3 契約方法 契約方法は、大半が随意契約である。また、随意契約において、見積書の徴取を1者に限っているものが170件中43件ある。公正取引委員会の勧告や昨今の業界事情、実際の契約状況を考慮すれば、1者随意契約とする必然性や根拠は極めて薄弱と考えられる。 安全性やサービスの質について十分配慮することは当然であるが、公正性や経済性の確保の観点から、指名競争入札の実施や独立系保守業者を含めた複数業者からの見積書の徴取など契約事務の改善が必要である。</p>	<p>3 契約方法 平成18年度のエレベーター保守管理業務委託契約の状況は次のとおりであるが、総務部財務局財産管理室で、エレベーター保守管理業務を含む、主要な庁舎管理業務の業者選定などの契約方法について、標準的なガイドラインを平成18年度を目標に作成することによって、更なる競争性の拡大を図ることとしている。</p> <table border="1" data-bbox="742 1317 1318 1545"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般競争入札又は指名競争入札によるもの</td> <td>160契約中35契約 (21.9%)</td> </tr> <tr> <td>随意契約において1者からのみ見積書を徴取しているもの</td> <td>125契約中2契約 (1.6%)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成18年度	一般競争入札又は指名競争入札によるもの	160契約中35契約 (21.9%)	随意契約において1者からのみ見積書を徴取しているもの	125契約中2契約 (1.6%)
区 分	平成18年度						
一般競争入札又は指名競争入札によるもの	160契約中35契約 (21.9%)						
随意契約において1者からのみ見積書を徴取しているもの	125契約中2契約 (1.6%)						
<p>4 履行確認及び契約保証金に係る規定 履行確認のための報告書の提出について、契約書や仕様書に定めのないものがある。 また、契約保証金について、契約書に定めのないものがある。契約規則に則った契約書等を作成する必要がある。</p>	<p>4 履行確認及び契約保証金に係る規定 標準的な契約書の様式について、総務部財務局財産管理室で、仕様書の作成手法についての標準的なガイドラインを作成する中で検討する。</p>						
<p>5 保守管理の履歴の整備 エレベーターの法定償却耐用年数(税法上)は17年となっており、建築物維持保全協会のライフサイクル評価指針によると計画耐用年数(機械設備などの物理的・経済的に使用可能な年数の計画)は25年と定められている。 安全性の確保、性能の発揮、故障の予防や適時の部品交換により使用可能な年数を長めるため、継続した適切な保守管理が重</p>	<p>5 保守管理の履歴の整備 業者が提出している実施報告書を、整備台帳として管理する方法について、総務部財務局財産管理室で、仕様書の作成手法についての標準的なガイドラインを作成する中で検討する。</p>						

<p>要である。 契約期間終了後、他の保守業者と契約を行う場合、それまでの点検の結果、故障の状況、部品の交換状況等、設備の現状を示し、円滑な交替をすることが必要である。 そのため、保守の状況及び部品交換等の履歴を残しておく必要があり、そのルールを作成する必要がある。</p>	
<p>6 保守管理方式 メーカー系保守業者によると、FM(フルメンテナンス)方式は20年をベースに、その間における点検や部品交換等の費用すべてを算出して年間の保守料金を算定している。このため、部品の取替え修理に係る一時的な費用負担はないが、年間の保守料金が高くなることとなる。 また、POG(パーツ・オイル・グリス)方式の場合、年間保守料金は安価であるが、部品交換にかかる一時的な費用負担を避けることができない。 エレベーターの保守管理を効果的、効率的に運用し、経済的な予算執行をするためにはどの方式が最適なのか等をエレベーターごとに、再度検証する必要があると考える。 ただし、各発注機関では、専門知識を持った職員が少ないかあるいはいないため、検討を行うのは困難であり、当該業務に係る全庁的な指導担当部署を設置し、何らかの基準等を設ける必要がある。</p>	<p>6 保守管理方式 保守管理方式について、エレベーターごとに最適な方式を検証したうえで、総務部財務局財産管理室で、仕様書の作成手法についての標準的なガイドラインを作成する中で検討する。</p>
<p>7 入札参加資格者名簿の整備 各管理機関が保守管理を行う業者を把握できるよう、早急に、入札参加資格者名簿を整備する必要がある。</p>	<p>7 入札参加資格者名簿の整備 入札参加資格にエレベーター保守点検を新たに追加し、独立系保守業者を含めた名簿を平成17年5月に作成した。 【エレベーター保守管理業務の入札参加資格登録企業数(18.2.22現在)】 メーカー系保守会社 10社 独立系保守会社 5社 総合ビル管理会社 8社 計23社</p>
<p>8 庁舎管理業務委託契約等に含めた契約の検討 庁舎管理業務委託契約等にエレベーターの保守管理を含めた契約の場合、再委託に係る部分でも競争性が発揮できるよう方法を検討する必要がある。</p>	<p>8 庁舎管理業務委託契約等に含めた契約の検討 一括管理委託契約を行った場合のエレベーター保守管理業務の再委託の扱いについて、総務部財務局財産管理室で、仕様書の作成手法についての標準的なガイドラインを作成する中で検討する。</p>

2 県立学校及び警察署における建設工事の執行管理について

【知事】

監査の結果(意見の抜粋)	措置の内容
<p>1 建設工事の適切かつ効率的な執行管理 1件500万円以上の建設工事の設計・積算、監督及び検査について、技術専門職員が関与する体制を整備する必要がある。 特に、県立学校長に対しては、現在2,000万円未満の建設工事の執行を委任しているが、これを知事部局の地方機関や警察署と同様に500万円未満の建設工事の執行について委任するように改めることを検討すべきである。</p>	<p>1 建設工事の適切かつ効率的な執行管理 教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正し、平成18年4月1日から、教育委員会に対する建設工事の執行の委任を営繕工事については、1件2,000万円未満から1件500万円未満に引き下げ、1件500万円以上の営繕工事は総務部財務局営繕室において執行することとした。なお、営繕工事を除く建設工事の執行の委任額の見直しについても引き続き検討することとしている。 また、警察本部長等に対する事務委任規則の一部を改正し、平成18年4月1日から、警察本部長に対する建設工事の執行の委任を営繕工事については、1件3億円未満から1件500万円未満に引き下げ、1件500万円以上の営繕工事は総務部財務局営繕室において執行することとした。</p>

<p>1件500万円未満の小規模工事の執行については、土木建築部の規定を重点化・簡素化したルールを定め、マニュアルや研修を充実するとともに、技術専門職員が必要に応じて設計・積算、監督及び検査に関与するなど、工事の適切かつ効率的な執行管理及びコスト縮減を図る必要がある。</p>	<p>1件500万円未満の営繕工事については、教育委員会(県立学校)又は警察本部(警察署)で執行するが、総務部財務局営繕室の技術専門職員が、技術支援をすることによって工事の適切な執行及びコスト縮減を図ることとした。</p> <p>また、建設工事執行規則の一部を改正し、平成18年4月1日から、1件500万円未満の営繕工事のうち100万円未満の小規模修繕について同規則の対象外とし、総務部財務局財産管理室において「小規模修繕執行要綱」を定めることによって、技術専門職員以外の一般職員によっても適切かつ効率的に執行できるよう措置した。</p>
<p>2 契約における公平性・競争性の発揮 参考見積取業者が他の建設業者と比較して有利であり、公平性・競争性を高めるための参考見積取業者の選定基準を作成する必要がある。</p>	<p>2 契約における公平性・競争性の発揮 教育委員会(県立学校)又は警察本部(警察署)で執行する営繕工事の入札事務が適切に実施されるよう、仕様作成、設計・積算及び業者選定について、総務部財務局営繕室の技術専門職員が、技術支援をすることとした。</p>
<p>3 成績評定の適正な実施 成績評定の結果は、建設工事入札参加資格認定の基礎数値に反映されることから、制度の信頼性を確保するため、技術専門職員が関与して適切に成績評定を実施する必要がある。</p>	<p>3 成績評定の適正な実施 教育委員会(県立学校)又は警察本部(警察署)で執行する営繕工事の成績評定が適切に実施されるよう、監督及び検査について、総務部財務局営繕室の技術専門職員が、技術支援をすることとした。</p>

【教育委員会】

監査の結果(指摘事項)	措置の内容
<p>建設工事の適正な執行を確保するためには、設計・積算から契約、監督及び検査に至るすべてにわたって適正に処理することが必要である。特に、工事の監督及び検査において、完成した出来形が設計内容どおりであることを確認することは重要であるが、平成15年度の建設工事において、次のとおり不適切と認められる事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>1 教育委員会 大竹高等学校、三次高等学校及び安芸南高等学校の防球ネット整備工事において、設計内容とは異なった施工や基礎の寸法等の工事仕様が明確でないまま工事の施工が行われているにもかかわらず、監督員及び検査員は、完成したと認めていた。</p>	<p>1 教育委員会 指摘のあった3校の防球ネット整備工事については、当初設計時の機能や必要な強度が確保されていることを確認した。また、指摘を踏まえ施設課技術職員が個別に適正な施工管理を指導するとともに、その後に実施した他の工事においても技術職員が設計、積算や工事管理、検査や成績評定にわたるまで次の資料を配布し、細やかな指導を行った。</p> <p>土木工事関係成果品(提出書類、工事写真等)チェックリスト、土木工事「監督段階におけるチェックシート」記入要領・記入例、土木工事成績評定表の評定例</p> <p>また、県立学校が執行する設計、施工、監督、検査体制を充実させるため、平成17年度は施設課に技術専門職員(課長補佐)を配置し、工事執行体制の強化を図り、学校を指導した。</p>

監査の結果(意見)	措置の内容
<p>1 教育委員会 (1) 建設工事の適切かつ効率的な執行管理 県立学校が執行する建設工事は、現在、技術専門職員がほとんど関与していない状況にあるが、1件500万円以上の建設工事の設計・積算、監督及び検査について、技術専門職員が関与する体制を整備する必要がある。特に、県立学校長に対しては、現在2,000万円未満の建設工事の執行を委任しているが、これを知事部局の地方機関や警察署と同様に500万円未満の建設工事の執行について委任するように改めることを検討すべきである。</p> <p>1件500万円未満の小規模工事の執行に</p>	<p>1 教育委員会 (1) 建設工事の適切かつ効率的な執行管理 教育委員会に対する事務委任規則の一部が改正され、平成18年4月1日から、教育委員会に対する建設工事の執行の委任を営繕工事については、1件2,000万円未満から1件500万円未満に引き下げ、1件500万円以上の営繕工事は総務部財務局営繕室において執行することとなった。</p> <p>なお、営繕工事を除く建設工事の執行の委任額の見直しについては関係部局と連携して検討していく。</p> <p>1件500万円未満の営繕工事については、教育委員会(県立学校)で執行するが、総務部財務局営繕室の技術専門職員が、技術支援をすることによって工事の適切な執行及びコスト縮減を図ることとなった。</p> <p>また、建設工事執行規則の一部が改正され、平成18年4月1日から、1件500万円未満の営繕工事のうち100万円未満の小規模修繕について同規則の対象外となり、総務部財務局財産管理室において「小規模修繕執行要綱」を定</p>

については、土木建築部の規定をそのまま準用するのではなく、技術専門職員が配置されていない県立学校においても、工事の執行管理を行うことができるよう、土木建築部の規定を重点化・簡素化したルールを定め、マニュアルや研修を充実するとともに、技術専門職員が必要に応じて設計・積算、監督及び検査に関与するなど、工事の適切かつ効率的な執行管理及びコスト縮減を図る必要がある。

なお、教育委員会においては、県立学校に指示又は指導した内容が適切に実施されているか適宜検証し、その後のマニュアル整備や指導等に反映させる必要がある。

めることによって、技術専門職員以外の一般職員によっても適切かつ効率的に執行できるよう措置された。

なお、教育委員会においては、技術専門職員が配置されていない県立学校においても工事の適切かつ効率的な執行管理ができるよう、まず、平成17年2月に「土木工事共通仕様書」を県立学校グループウェア「HEART」システムに掲載し、学校からも閲覧できるようにするとともに、建築工事冊子「公共建築改修工事標準仕様書」を平成16年度末に学校に配付し活用できるようにした。

次に、学校事務職員のための工事監理マニュアルを作成するとともに、平成17年7月28日に開催した「建設工事に係る入札・契約制度の改正に関する事務担当者説明会」において配付し、工事の監督及び検査等について説明した。今年度もこの説明会を実施することとしている。

さらに、平成17年度においては、施設課技術専門職員が必要に応じて設計・積算、監督及び検査に関与し実地に技術的指導を行うとともに、学校においてマニュアルに沿った適切な工事執行が行われているか適宜検証してきた。

今後とも学校において適切な工事執行ができるよう、総務部財務局営繕室と連携しマニュアルの充実や個別の技術指導に努め、学校における事務処理能力の向上を図る。

(2) 契約における公平性・競争性の発揮

防球ネット整備工事において、1者又は2者の建設業者の提出した参考見積書に基づき設計・積算を行っているが、仕様については、建設業者の提案どおりであり、見積内容を十分検証せずに、設計額を定めていた。また、参考見積書を提出した建設業者を指名業者として選定することは、参考見積徴取業者が他の建設業者と比較して有利であり、公平性・競争性を高めるための参考見積徴取業者の選定基準を作成する必要がある。

(2) 契約における公平性・競争性の発揮

平成17年度においては、作成したマニュアルの中で、仕様の決定、設計金額の積算及び見積依頼の基準について、具体的な方法・手続き等を示し、学校を技術指導した。このことにより、学校における工事に改善が見られた。今後、マニュアルを適宜検証し、適切な工事執行が行われるよう学校を指導していく。

また、平成18年4月1日からは、教育委員会(県立学校)で執行する営繕工事の入札事務が適切に実施されるよう、仕様作成、設計・積算及び業者選定について、総務部財務局営繕室の技術専門職員が、技術支援をすることとなった。

(3) 成績評定の適正な実施

成績評定は、土木建築部の技術専門職員と同程度の技術水準を有する職員が実施することを前提に制度化されているため、技術専門職員の配置されていない県立学校では、成績評定基準について十分に把握しておらず、成績評定に一部不適切なものがあつた。

成績評定の結果は、建設工事入札参加資格認定の基礎数値に反映されることから、制度の信頼性を確保するため、技術専門職員が関与して適切に成績評定を実施する必要がある。

(3) 成績評定の適正な実施

平成17年度においては、比較的大規模な工事や、土木工事等の特殊な工事について、必要に応じ施設課の技術専門職員が学校に出向き、関与・指導した結果、学校における評価能力が向上しつつある。

また、平成18年4月1日からは、教育委員会(県立学校)で執行する営繕工事の成績評定が適切に実施されるよう、監督及び検査について、総務部財務局営繕室の技術専門職員が、技術支援をすることとなった。

【公安委員会】

監査の結果(指摘事項)	措置の内容
<p>建設工事の適正な執行を確保するためには、設計・積算から契約、監督及び検査に至るすべてにわたって適正に処理することが必要である。特に、工事の監督及び検査において、完成した出来形が設計内容どおりであることを確認することは重要であるが、平成15年度の建設工事において、次のとおり不適切と認められる事務処理があつた。適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>2 警察本部 設計図書と施工内容が異なっているものについて、それぞれ検証した結果、現場の状況に合わせて施工内容を変更していたものであり、工事の一部変更が当初の設計の機能を損なわないこと及び請負金額に増減がないものであることを確認のうえ、所要の記録を補正した。 また、各警察署が執行する工事の設計、施工、監督、検査体制を充実させるため、一般施設工事については、平成17年度は施設課に技術専門職員1名を専従させ、マニュアルの整備等を行うとともに、工事を発注する警察署に対し、個別指導を行った。 交通安全施設工事は、工事監理経緯を明らかにするための「工事打ち合わせ</p>

<p>2 警察本部</p> <p>庄原警察署の下水道直結工事において、管底高が変更になっているものがあった。また、吉田警察署の路側式道路標識設置工事において、標識の設置方法が既設の電柱への共架に変わっているものや基礎の寸法が異なっているものがあった。これらについて、設計図書、工事実施状況の記録、完成図等と対比した監督及び検査が不十分であった。</p>	<p>簿」の取扱い及び工事内容変更手続き要領に関する通知を発出して適正な監督業務の徹底を図った。さらに、平成17年度の交通管理専科において、工事施工に関するカリキュラムの変更(半日から1日半に延長)を行い教養を実施した。</p>
--	--

<p>監査の結果(意見)</p>	<p>措置の内容</p>
<p>2 警察本部</p> <p>(1) 建設工事の適切かつ効率的な執行管理</p> <p>警察本部においては、技術専門職員が配置されていない警察署においても、工事の執行管理を行うことができるよう、土木建築部の規定を重点化・簡素化したルールを定め、マニュアルの整備や研修を行うとともに、技術専門職員が必要に応じて設計・積算、監督及び検査に関与するなど、工事の適切かつ効率的な執行管理及びコスト削減を図る必要がある。</p> <p>なお、警察本部においては、警察署に指示又は指導した内容が、適切に実施されているか適宜検証し、その後のマニュアル整備や指導等に反映させる必要がある。</p>	<p>2 警察本部</p> <p>(1) 建設工事の適切かつ効率的な執行管理</p> <p>平成18年度から、県が発注する建設工事の適切かつ効率的な執行管理及びコスト削減を図るため組織改編が行われ、管繕工事については、総務部財務局管繕室(以下「管繕室」という。)に技術専門職員を集約することにより、一元的な執行が図られることとなった。</p> <p>また、「警察本部長等に対する事務委任規則」の一部が改正され、1件500万円以上の管繕工事は管繕室で執行されることとなり、1件500万円未満の管繕工事については、警察本部(警察署)で執行するが、管繕室の技術専門職員の技術支援を受けることにより、工事の適切な執行及びコスト削減を図ることとなった。</p> <p>1件500万円未満の管繕工事のうち100万円未満の小規模修繕については、平成18年度から、総務部財務局財産管理室が制定した小規模修繕執行要綱により警察本部(警察署)で執行することとした。</p> <p>管繕工事以外の建設工事のうち、交通安全施設工事については、設計、積算、監督及び検査業務に関する県警独自のマニュアルを整備するとともに、交通管理専科等において担当職員に対する研修時間の延長や内容の充実を図り、工事監理、検査能力向上のための指導教養を実施することにより、適正な施工管理の徹底を図った。</p> <p>管繕工事以外の建設工事のうち、交通安全施設工事以外の建設工事については、関係部局の技術支援を受けることにより対応していく。</p>
<p>(2) 契約における公平性・競争性の発揮</p> <p>ア 下水道直結工事において、契約時の指名業者又は見積徴取業者のうち、1者から設計時等に参考見積を徴取しており、結果的にその業者が落札しているものがあった。一般施設工事について、契約時の指名業者又は見積徴取業者を念頭に置いて、設計時に参考見積を徴取するなど、公平性・競争性を高めるための参考見積徴取業者の選定基準を作成する必要がある。</p> <p>イ 路側式道路標識設置工事において、警察本部又は警察署における道路標識設置工事の実績のある業者の中から、見積徴取業者を選定しているため、各警察署とも、選定する業者が固定化する傾向にある。競争性を高めるため、工事実績にかかわらず、業者の新規参入を積極的に進め、例えば、警察本部において、一元的に工事発注することや一般競争入札の導入について検討すべきである。</p>	<p>(2) 契約における公平性・競争性の発揮</p> <p>ア 警察本部(警察署)で執行する管繕工事の入札等の事務が適切に実施されるよう、仕様作成、設計・積算及び業者選定について、管繕室の技術専門職員の技術支援を受けることにより対応する。</p> <p>管繕工事以外の建設工事のうち、交通安全施設工事以外の建設工事についても、上記内容について関係部局の技術支援を受けることにより対応する。</p> <p>イ 路側式道路標識設置工事における業者選定については、固定化することのないよう選定対象業者数を増やす(吉田署4者 6者、三原署3者 5者、庄原署4者 10者)とともに、契約案件ごとに選定する業者の見直しをすることで公平性や競争性を高めていくこととした。また、交通安全施設工事は、公安委員会による意思決定に基づく工事であり、リアルタイムな交通規制と連動した工事を行う必要があるため、契約手続きが長期化する一般競争入札や警察本部における一元的工事発注の導入については実施しないこととした。</p>

(3) 成績評定の適正な実施

成績評定は、土木建築部の技術専門職員と同程度の技術水準を有する職員が実施することを前提に制度化されているため、技術専門職員の配置されていない警察署では、成績評定基準について十分に把握しておらず、成績評定に一部不適切なものがあつた。

成績評定の結果は、建設工事入札参加資格認定の基礎数値に反映されることから、制度の信頼性を確保するため、技術専門職員が関与して適切に成績評定を実施する必要がある。

(3) 成績評定の適正な実施

警察本部(警察署)で執行する営繕工事の成績評定については、営繕室の技術専門職員の技術支援を受けることにより対応する。

営繕工事以外の建設工事のうち、交通安全施設工事の成績評定については、土木部総務管理局技術指導室との協議に基づき、工事種別や内容に合った県警独自の成績評定書を整備した。

なお、警察署における成績評定に当たっては、当該工事の完成検査に交通規制課担当者を派遣し、検査員の補助を行わせ実施することとする。

また、交通規制課担当者の技能能力向上については、土木部総務管理局技術指導室の指導教養を受けさせることにより徹底に努める。

営繕工事以外の建設工事のうち、交通安全施設工事以外の建設工事については、関係部局の技術支援を受けることにより対応する。